

## ゴールド会員会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

### (会費の額)

第2条 ゴールド会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 会費は、年額1,000円とする。
- 2 ゴールド会員において、既に正会員の年会費を納入している者については、ゴールド会員の会費を納入したものとみなす。その場合、正会員会費との差額は返還しない。
- 3 センターは、ゴールド会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

### (納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

### (会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (正会員への移行)

第5条 正会員へ移行を希望するゴールド会員は、所定の移行届を理事長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により正会員へ移行する場合、正会員会費との差額を1月以内に納入しなければならない。

### (規程の変更)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、総会で定める。

### 附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行する。